

資料編

1 熊野町保健福祉推進協議会設置要綱

○熊野町保健福祉推進協議会設置要綱

平成5年7月1日

告示第 62 号

(設置目的)

第1条 住民が安心して生活できる潤いに満ちた地域社会を築くため、保健福祉サービスのあり方並びに住民の自助的な努力及び互助的な活動のあり方等について審議し、もって「健康でしあわせに暮らせるまち」熊野町の実現に寄与することを目的として、熊野町保健福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を調査し、研究する。

- (1)住民の福祉を増進するための社会的環境の基盤整備に関する事。
- (2)保健福祉サービスの普及及び健康づくり等の啓発に関する事。
- (3)保健福祉サービスに対する住民のニーズの把握及び各種サービスの整備に関する事。
- (4)保健福祉サービスの供給体制に関する事。
- (5)保健、福祉及び医療の連携に関する事。
- (6)その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1)町議会の代表者
- (2)地域医師会等の代表者
- (3)社会福祉協議会の役職員
- (4)社会福祉施設の役職員
- (5)民生委員協議会の代表者等
- (6)住民組織の代表者等
- (7)学識経験者
- (8)町福祉、保健及び医療担当部門の職員
- (9)その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門協議会等)

第6条 協議会に、専門事項を協議するため、各種専門協議会を設置する。

2 専門協議会は、別表に掲げるものとし、必要に応じて追加設置できるものとする。

3 専門協議会の委員は、25人以内をもって、保健医療福祉関係団体・機関等に属する者のうちから会長が選任する。

4 第4条第2項及び前条の規定は、専門協議会について準用する。

5 協議会は、その決議により、専門協議会の議決をもって協議会の決定とすることができる。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は年1回とし、臨時会は会長が必要と認める場合にこれを開催する。

3 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

4 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開催することができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

6 会議には、必要に応じ委員以外の参考人等を出席させることができる。

7 前4項の規定は、専門協議会について準用する。この場合において、規定中「会長」とあるのは「専門協議会の会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 協議会及び専門協議会の庶務は、別表に掲げる各課において処理する。

(委任規定)

第9条 この要綱は定める者のほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年7月7日告示第65号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月29日告示第34号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月22日告示第31号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年5月12日告示第89号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成20年8月20日告示第123号抄)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第64号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第6条及び第8条関係)

| 協議会名 | 協議事項 | 庶務 | |
|--------------|--|---|-------------------|
| 熊野町保健福祉推進協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉全般にわたる施策の推進方策の検討に関する こと。 ・専門協議会の運営及び専門協議会において協議する各 計画の総合調整に関すること。 ・その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関 すること。 | 民生課 | |
| 専門協議会 | 熊野町高齢者保健福祉 推進協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者支援施策の推進に関すること。 ・「熊野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の改 正及び進捗管理に関すること。 ・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項 に関すること。 | 高齢者 支援課 |
| | 熊野町地域自立支援 協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施策の推進に関すること。 ・障害者の自立に向けた支援方策の検討に関すること。 ・「熊野町障害者保健福祉計画・障害福祉計画」の改正及 び進捗管理に関すること。 ・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項 に関すること。 | 民生課 |
| | 熊野町次世代育成支援 対策推進協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援施策の推進に関すること。 ・「熊野町次世代育成支援行動計画」の改正及び進捗管 理に関すること。 ・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項 に関すること。 | 子育て・ 健康推 進課 |
| | 健康くまの推進協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防対策の推進に関すること。 ・「笑顔はな咲く健康くまの21」の改正及び進捗管理に関 すること。 ・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項 に関すること。 | 子育て・ 健康推 進課 |

2 熊野町地域自立支援協議会委員名簿

| 区分 | 所属団体名 | 氏名 |
|--------------|----------------------|--------|
| 医療関係者 | 熊野町医師会 | 高橋 司 |
| 社会福祉協議会 | 熊野町社会福祉協議会 | 石井 春文 |
| 事業主団体 | 熊野町商工会 | 岡崎 磊造 |
| 民生委員・児童委員協議会 | 熊野町民生委員・児童委員協議会 | 花木 浩行 |
| 障害者関係団体 | 熊野町身体障がい者福祉協会 | 中富 ヒロ子 |
| 障害者関係団体 | 社団法人広島市ろうあ協会安芸郡支部 | 川本 忠夫 |
| 障害者関係事業所 | 社会福祉法人あゆみ会 | 馬場 真二 |
| 障害者関係事業所 | 医療法人あさだ会 | 山本 久美 |
| 医療関係者 | 安芸地区医師会熊野町訪問看護ステーション | 坂本 しげみ |
| 教育関係者 | 熊野町教育支援委員会 | 吉田 浩一 |
| 行政関係者 | 熊野町民生部 | 光本 一也 |

熊野町障害者保健福祉計画 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

発行年月/平成 30 年3月

発行/熊野町民生課

〒731-4292

広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

TEL(082)820-5635

FAX(082)855-0155

e-mail:minsei@town.kumano.hiroshima.jp